適正計量管理事業所報告書

　 　年 　　月 　　日

　　滋賀県知事

　　　　 　　 　　　　　　報告者（住所、氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名）

　計量法施行規則第９６条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業  所名 |  | | | 事業所の  所在地 | |  | | | | 整理  番号 |  |
| 特定計量器の種類 | | | 使用する特定計量器の数 | 計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器 | | | | 計量証明に使用する特定計量器 | | | | 備　考 |
| 検査を行った特定計量器の数 | | 合格しなかった特定計量器の数 | | 数 | 計量法第116条第2項の規定による検査を行った特定計量器の数 | 同検査に合格しなかった特定計量器の数 | |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　整理番号の欄は、記入しないこと。

３　特定計量器の種類は、第１０３条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

４　計量証明に使用する特定計量器の欄は、計量証明事業者であって計量法第１２７条第１項の指定を受けた者のみが記入すること。

適正計量管理事業所報告書

**記入例**

　 　年 　　月 　　日

　　滋賀県知事

　　　　 　　 　　　　　　報告者（住所、氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名）

*＠＠市＃＃町☆☆－☆*

*◇◇◇◇株式会社*

計量証明事業者であって、適正管理事業所の指定を受けた者のみ記入します。

*代表取締役　○○　○○*

　計量法施行規則第９６条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| *令和◎◎年度* | 事業  所名 | *◇◇◇◇株式会社* | | | 事業所の  所在地 | | *＠＠市＃＃町☆☆－☆* | | | | 整理  番号 |  |
| 特定計量器の種類 | | | 使用する特定計量器の数 | 計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器 | | | | 計量証明に使用する特定計量器 | | | | 備　考 |
| 検査を行った特定計量器の数 | | 合格しなかった特定計量器の数 | | 数 | 計量法第116条第2項の規定による検査を行った特定計量器の数 | 同検査に合  格しなかっ  た特定計量  器の数 | |
| *電気式はかり* | | | *１０* | *５* | | *１* | | *０* | *０* | *０* | |  |
| *その他の手動はかり* | | | *３* | *３* | | *０* | | *０* | *０* | *０* | |  |
|  | | |  |  | |  | |  |  |  | |  |

「計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器」

使用する特定計量器の数が１０個の場合

**（ケース１）**当該年度に１０個のうち、５個を年１回検査した。（全て合格であった。）

使用する特定計量器の数・・・１０個 検査を行った特定計量器の数・・・５個

　　　　 　合格しなかった特定計量器の数・・・０個

**（ケース２）**当該年度に１０個のうち、５個を年２回検査した。（全て合格であった。）

使用する特定計量器の数・・・１０個 検査を行った特定計量器の数・・・５個

　　　　　 合格しなかった特定計量器の数・・・０個

**（ケース３）**当該年度に１０個のうち、５個を年１回検査した。

（５個のうち１個が合格しなかったため、整備後に再検査して合格した。）

使用する特定計量器の数・・・１０個 検査を行った特定計量器の数・・・５個

　　　　　 合格しなかった特定計量器の数・・・１個

**（ケース４）**当該年度に１０個のうち５個を年１回検査した。

（５個のうち１個が合格しなかったため廃棄処分にし、新たに１個購入し検査した。）

使用する特定計量器の数・・・１０個　　検査を行った特定計量器の数・・・６個

　　　　　　　合格しなかった特定計量器の数・・・１個

（記入上の注意事項）

一年度中に同じ計量器を２回以上検査した場合でも、１つとしてカウントしてください。

「特定計量器の種類」および「使用する特定計量器の数」

適正計量管理事業所として管理すると定めた（適正計量管理事業所指定申請書に記載したあるいは変更届に記載した）特定計量器の種類および数を記入してください。

「計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器」

計量法第128条第1号の規定による検査とは、計量法施行規則第75条第2項第１号および第２号に

次のとおり規定されています。

①計量法施行規則第75条第2項第１号

当該事業所で使用する特定計量器であって、定期検査または計量証明検査を受ける特定計量器については、**定期検査または計量証明検査を行うべき期間に**当該事業所の計量士が、特定計量器検定検査規則で定める方法により行う検査。

②計量法施行規則第75条第2項第2号

当該事業所で使用する特定計量器であって、定期検査または計量証明検査を受ける特定計量器以外の特定計量器については、当該事業所の計量士が、特定計量器検定検査規則で定める方法により行う検査。

※基準器検査の申請において検査実施機関によっては、この報告書の写しの提出を求められる場合があります。（本県においては、基準器検査の申請に際してこの報告書の写しの提出は求めておりません。）

※計量法の改正により、電気式のはかりについてはすべて「電気式はかり」に統一されました。